

いずみ市民生協グループのSDG sに対する基本方針

1. SDG sは、いずみ市民生協グループの理念や活動と重なります。

(1) SDG s (持続可能な開発目標) とは

地球は、経済と社会および環境の面で大きな課題に直面しています。こうした課題に対処するため、国連全加盟国(193国)は、2015年、「アジェンダ2030」を採択しました。この計画が「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」です。

SDG sは、2030年に向けての世界的な優先課題および世界のあるべき姿を明らかにしています。17の目標と169のターゲットに全世界が取り組むことによって『誰も取り残されない』世界を実現しようという壮大なチャレンジです。

(2) 協同組合のビジョンとSDG s

国際協同組合同盟(ICA*)は、その2020年ビジョン「協同組合の10年に向けたブループリント」において、持続可能な社会の建設を中心的テーマの一つとし、「協同組合を持続可能性の構築者として位置付ける」と宣言しました。そうした姿勢が考慮された結果、「アジェンダ2030(SDG s)」の本文に「協同組合」が担う役割が明記されています。また、日本政府のSDG s国内実施指針でも連携するステークホルダーとして「協同組合」について言及されています。

*ICAには、世界95カ国から生協、農協、漁協、森林組合、労働者協同組合、信用協同組合など、あらゆる分野の協同組合が加盟しており、組合員数10億人超(2015)の国連に登録されている世界最大のNGO(非政府組織)です。

(3) 生協の理念とSDG s

日本の生協は、「生協の21世紀理念」(1997年決定)で「自立した市民の協同の力で、人間らしい暮らしの創造と持続可能な社会の実現」を掲げています。SDG sは、「生協の21世紀理念」およびいずみ市民生協グループが掲げている「サステナビリティ基本方針」に合致します。

SDG sの17ゴールの視点から、いずみ市民生協グループの事業と活動を見た場合、すべてのゴールに何らかの関わりを持って活動してきたことがわかります。

2. いずみ市民生協グループは、SDG sの達成に向けて、積極的に対応します。

(1) SDG sの17ゴールすべてを視野に入れて、事業と活動をすすめます。

(2) 「優先課題」を設定し目標をもってとりくみます。

(3) 社会課題から機会とリスクを分析し、事業戦略と活動方針に反映させます。

- ① ビジョンや中期計画に反映させます。
- ② 環境政策や商品政策等各政策に反映させます。
- ③ 社会課題の解決を起点とした新規事業の検討を行います。

(4) 毎年度、とりくみ方針を策定します。

- ① SDG s の優先課題を達成させるための施策と管理指標を明確にしてとりくみます。
- ② とりくみの振り返りを行い、必要な施策の補強を行います。

3. 優先課題

(1) いずみ市民生協グループの組織・事業の特性および地域や組合員の抱える社会課題から検討し、優先課題を設定しました。

<いずみ市民生協グループの事業や活動の特性>

- ① 食品を中心とした供給事業が中核事業です。
- ② 電気やガスなどのエネルギー供給事業を行っています。
- ③ 環境を守る活動をすすめています。
- ④ 子ども食堂や学習支援のとりくみ、とまとちゃん福祉基金の設立など、「子どもの貧困問題」に取り組んでいます。
- ⑤ 消費者教育にとりくんでいます。

(2) 優先課題1 「エシカル消費を広げます」

① 該当するSDG s 目標

SDG s 目標 1. 「貧困をなくそう」

SDG s 目標 2. 「飢餓をゼロに」

SDG s 目標 3. 「すべての人に健康と福祉を」

SDG s 目標 7. 「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」

SDG s 目標 10. 「人や国の不平等をなくそう」

SDG s 目標 12. 「つくる責任・つかう責任」

SDG s 目標 14. 「海の豊かさを守ろう」

SDG s 目標 15. 「陸の豊かさも守ろう」

- ② エシカル消費とは「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮したお買物（消費行動）」です。
- ③ 「エシカルな商品」の利用を広げます。
- ④ 商品や原材料、資材の調達は「責任ある調達方針」に基づきます。
商品政策に、持続可能な社会の実現に貢献するための「責任ある調達方針」を定めています。
- ⑤ 食品廃棄の削減とリサイクルをすすめます。
 - 1) 各事業（所）のロス・在庫管理を強めます。
 - 2) 食品リサイクルを推進します。
 - 3) 子ども食堂やフードバンク等への寄付を行います。

(3) 優先課題2 脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。

① 該当するSDG s 目標

SDG s 目標 6. 「安全な水とトイレを世界中に」

SDG s 目標 7. 「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」

SDG s 目標 12. 「つくる責任・つかう責任」

SDG s 目標 13. 「気候変動に具体的な対策を」

SDG s 目標 14. 「海の豊かさを守ろう」

SDG s 目標 15. 「陸の豊かさも守ろう」

- ② 事業で使用使用する使用電力の再エネ比率を高め、CO₂排出量ゼロを実現します。
- ③ 廃棄物の削減・リサイクルを推進します。
 - 1) 石油由来のプラスチック容器包材の排出ゼロを実現します。
 - 2) ペーパーレスを推進します。
- ④ 施設や事業において、生物多様性に影響を与える要因の排除に努めます。
- ⑤ 生物多様性やエリア内の自然環境について、学び・体験する活動をすすめます。
- ⑥ 商品や原材料、資材の調達は、生物多様性に配慮した「責任ある調達方針」に基づきます。

(4) 優先課題3 「平和を求める声を広げます」

- ① SDG s 目標 16. 「平和と公平をすべての人に」に該当します。
- ② 「核なき世界」の実現のために、世界の人々と手を携えて、核兵器を廃絶し、平和な社会をめざすとりくみをすすめます。
- ③ 次の世代に被ばく・戦争体験を継承し、日本国憲法の基本原則である平和主義のもと世界平和に積極的に貢献します。

*この課題は、数値目標は設定しません。

4. とりくみの報告とコミュニケーション

- (1) SDG s の達成に向けての姿勢を、あらゆる場・機会を通じて、組合員をはじめとするステークホルダーに発信します。
- (2) とりくみ状況を定期的に、組合員・地域向けに広報します。
- (3) 消費者（組合員）や行政、地域の諸団体、職員や社員、産直産地や取引先、あらゆるステークホルダーと、「社会課題」についての会話を広げ、会話の中から、「生協として、できること」を探ります。

2017年9月19日制定

2018年9月18日改定

2018年12月18日基本方針として改定

2020年3月17日改定

2021年9月21日改定

2024年4月26日改定